

# 日置市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「日置市地域公共交通計画策定業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

## 1 目的

本市では、令和4年3月に日置市地域公共交通計画を策定し、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を目指して各種施策を推進してきたが、同計画の計画期間が令和8年度末で終了することから次期日置市地域公共交通計画を策定する。

本市では2035年に75歳以上の高齢者数がピークを迎え、運転免許の返納も今後増加すると予測されている一方で、人口減少等に伴う利用者の減少、深刻な運転士不足、人件費や燃料費の高騰等により、公共交通サービスの維持・確保がより一層厳しさを増している。このようなことから、今後の地域公共交通需要に対応するため、市全域においてより効率的で持続可能な公共交通体系を構築することが喫緊の課題となっており上位計画である第3次総合計画や立地適正化計画などの関連計画との整合を図りつつ、次期日置市地域公共交通計画の策定を目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

日置市地域公共交通計画策定業務委託

### (2) 業務内容

日置市地域公共交通計画策定業務委託仕様書 参照

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 契約金額の上限額

11,880,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

## 3 提案者の資格要件

### (1) 参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生、破産等の手続を行っていないこと。
- ウ 日置市税に滞納がないこと。

#### 4 発注者

団体名：日置市地域公共交通会議

住所：〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

連絡先：099-248-9408（直通）

E-Mail：[teiju@city.hioki.lg.jp](mailto:teiju@city.hioki.lg.jp)

事務局：日置市総務企画部地域づくり課 担当：田代

#### 5 スケジュール

実施内容	日程
公募開始	令和 8 年 5 月 8 日（金）
質問受付締切り	令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時まで
質問書への回答	令和 8 年 5 月 19 日（火）
参加申出書締切り	令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時まで
参加資格決定通知、 企画提案書の提出要請	令和 8 年 5 月 25 日（月）
企画提案書提出締切り	令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 5 時まで
企画提案書プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 6 月 10 日（水）
結果通知	令和 8 年 6 月 12 日（金）

#### 6 説明会の開催

本プロポーザルに関し、説明会は行わない。

#### 7 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（別添様式 3 号）により、令和 8 年 5 月 15

日（金）午後5時までに日置市地域公共交通会議事務局（日置市地域づくり課内）へ電子メールで提出すること。電話及び直接来庁による質問は受け付けないものとする。なお、回答については令和8年5月19日（火）までに日置市ホームページに掲載する。

## 8 参加申出手続

### (1) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

### (2) 提出場所

日置市地域公共交通会議事務局（日置市地域づくり課内）

### (3) 提出方法

事務局まで持参又は郵送（提出期限までに必着）とする。

### (4) 提出書類

公募型プロポーザル方式参加申出書（様式第1号）

## 9 企画提案書の提出

本プロポーザルに要する企画提案書は、次の方法で提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書届出書（様式第4号）10部

イ 会社概要（任意様式 A4版）10部

ウ 配置予定技術者の業務実績書（様式第5号）10部

エ 企画提案書（任意様式 A4版）10部

※別紙仕様書に示す、5 業務委託内容に関する提案を含むこと。

オ 業務工程予定表（任意様式 A4版）10部

履行期間中における業務のスケジュールを作成すること。

カ 見積書及び見積内訳書（任意様式 A4版）10部

消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

キ アからカまでの書類をまとめた電子データ

（電子データは、Word、Excel、PowerPoint又はPDFで作成）

### (2) 作成上の注意点

ア 書類はステープルや製本テープで留めず、クリップ留めにて提出すること。

イ 原則としてA4判縦、横書き、両面印刷、左綴じとする。（カ

ラー可)

ウ 使用する文字の大きさは12ポイントとする。

エ 提案は一参加者につき、一案のみとする。

(3) 提出期限

令和8年6月8日(月)午後5時まで

(4) 提出方法

事務局まで持参又は郵送(提出期限までに必着)とする。電子データについては上記メールアドレスに提出することとする。

(5) 提出場所

日置市地域公共交通会議事務局(日置市地域づくり課内)

10 審査方法、審査基準等

(1) 選定委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価並びに最優秀提案者の選定を行うため、日置市地域公共交通計画策定業務委託選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 審査基準

別表「審査基準表」のとおり

選定委員会が、別表「審査基準」に基づき、提案者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより評価する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの進め方

ア 1社の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。

イ 呼び込み方式でのプレゼンテーション等の実施には、説明者及び補助者の計3人までが参加できるものとする。

ウ 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用い、モニター等による説明は可能とする。モニター等については、発注者にて準備するものとする。

(4) 審査予定日

令和8年6月10日(水)予定

※審査日時及び会場・注意事項等については、参加資格審査結果の通知時に通知する。

(5) 審査基準

ア 選定委員会において、審査員ごとに採点した点数で提案者を順位付けし、1位が最も多い提案者を最上位として最優秀提案者に選定する。なお、最上位が同数ある場合は、審査員評価順位の2位が最も多い者を最優秀提案者とし、2位評価が同数ある場合は、各委員の総合点数がより高い提案者を最優秀提案者とする。

イ プロポーザルへの参加資格を確認した応募事業者が1社の場合は最低評価基準点（総得点の6割）を超えていれば、優先交渉事業者として選定する。

#### (6) 審査結果の通知

最優秀提案者を選定したときは、速やかに提案者全員に対し、決定の可否を文書で通知するものとする。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては一切受け付けない。

### 11 留意事項

- (1) 提出された企画提案書及び関係書類の修正又は変更は認めない。ただし、本プロポーザルの実施に当たり設置する選定委員会が修正又は変更を認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提案書等の著作権は企画提案者に属するが、企画提案者の承諾を得た上で必要な範囲で複写することがある。
- (5) 発注者が指定した日時でのオンライン会議方式を指定した場合、事前に発注者と機器の接続状況を確認する。

### 12 参加の辞退

公募型プロポーザル参加申出書を提出した事業者が、本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届（様式第6号）」を提出しなければならない。

### 13 契約締結

最優秀提案者と協議が整い次第、速やかに日置市地域公共交通会議と契約手続きを進めていく。ただし、契約を辞退したとき又は不正と認め

られる行為等が判明したときは、審査の評価結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

#### 14 無効となる参加申出書又は企画提案書等

参加申出書又は企画提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出期限、提出方法、提出場所に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

#### 15 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 見積金額が上記 2 - (4) に示す提案上限額を超える場合
- (3) 選定委員会が不適合と認めた場合

#### 16 その他

本要領に定めのない事項については、日置市プロポーザル方式実施要綱に準ずる。

別表 評価基準表

審査項目	審査事項	審査基準	配点
業務履行	業務工程	仕様書を踏まえた適切な業務工程となっていること。	5
	実施体制	業務を適切に行うことができる体制が整っていること。	10
	受託実績	同種又は類似業務の実績があり、確実な業務の実施が見込めるか。	5
	本業務に対する姿勢・公共交通への知見	本業務の目的及び条件を十分に理解し、公共交通への知見を十分に有しているか。	10
提案内容	計画の構成案	計画の構成案について、国のガイダンスを参考とした提案となっているか。	10
	調査内容	日置市の地域特性や公共交通の現状を的確に把握できる調査内容となっているか。	15
	分析方法	人流データは、市民の移動実態を把握できるものか。またアンケート結果等含め、得られたデータを分析する手法は適切か。	20
	具体性・実現性	具体的で実現性のある提案がされているか。	20
見積書及びその内訳	経済性	業務実施に係る必要経費が適切に見積もられていること。	5
計			100

